

知つておきたい！

年金・医療保険

平成11年度
退職予定者相談会、
全日程終了

参加者
450人

提出することになります。この届書を提出された方には、「組合員期間登録通知書」を交付しますので、年金の請求権が発生する年齢に達するまで大切に保管してください。

ハロー・ワークへの基本手当の返納は認められていないため、後日、基本手当の受給が判明すると、退職共済年金・老齢厚生年金から基本手当の受給額以上の額を返還していくたぐ場合がありますので、再就職時に厚生年金・雇用保険に加入する際は注意ください。

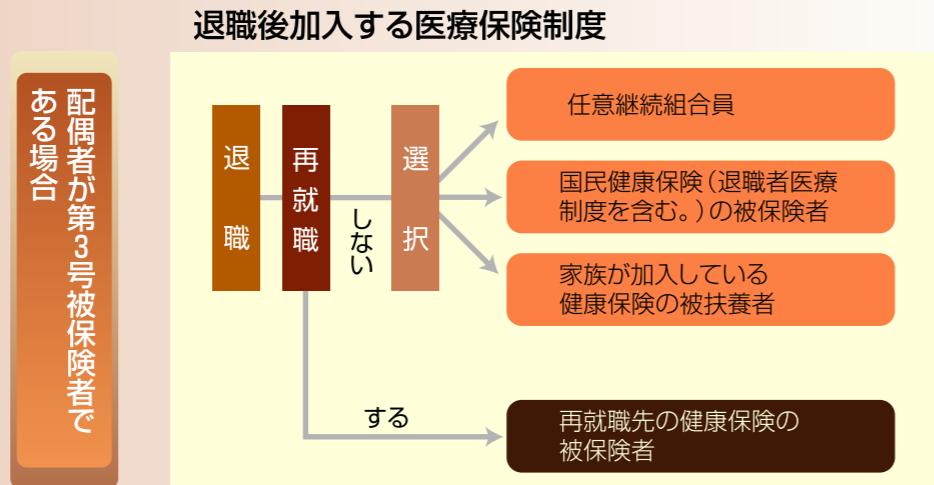
年 金

退職を間近にされている組合員の皆さんの、退職後の生活設計の参考にしていただくため、平成18年度退職予定者相談会を県内8カ所で開催し、先月26日に全日程を終了しました。

相談会では、まず年金・医療保険制度について一般事項の説明を行い、その後希望される方を対象に個別相談を行いました。

なお、相談会での説明内容の概要は次のとおりです。

**60歳になつたら年金の請求を！
年金の在職・改定請求について**



ポイント

任意継続と国保、どちらが有利？

一般的には、国民健康保険（以下「国保」という。）よりも任意継続組合員制度に加入されるほうが、給付（附加給付）と保険料の両方の面で有利になると思われます。

しかし、退職後2年目については、多くの場合、年収の減少により国保の保険料（前年の収入を基に算定）が低減すると思われますので、任意継続組合員を続けるか、国保に加入するか、再検討されるのがよいでしょう。

なお、国保の保険料については、市町村の国保担当窓口で確認してください。

「医療費のお知らせ」 の配付

記載内容を
確認してください

平成18年7月から12月までの診療に係る「医療費のお知らせ」を今月配付します。記載内容を確認して、心当たりのない診療が記載されているなど疑問な点があれば、共済組合(保険年金課医療係)までご連絡ください。

■保険年金課医療係 TEL 089(945)6318

「医療費のお知らせ」は受診されている方に配付しています。



組合員の方を対象に、歯科の健康診断を受けた場合の費用の一部を補助する事業を実施しています。

- ◎補助金額…1000円(1事業年度1人1回)
- ◎請求方法…「歯科健診補助金請求書」に歯科医療機関が発行した「領収書(写)」(受診者氏名、健診額及び歯科健診の受診費用である旨明記されたもの。※金額記載のみのレシートは認められません。)を添付して所属所の共済事務担当課(係)を通じて共済組合へ提出してください。

(※保険診療中の検査等については、対象となります。また、所属所長が、組合員を対象として実施した場合は、所属所長へ補助を行います。)

までの組合員期間と給料（期末手当等を含む）を追加算入し再計算をする「退職改定」の請求も必要となります。

今年の3月末で定年退職となる昭和21年度生まれの一般組合員については、退職した月の翌月分から給料比例部分の支給が始まりますが、定額部分の支給開始年齢は63歳となり、それ以降の一般組合員は段階的に65歳へと繰り下げられることとなっています。

この定額部分加算時に20年以上の組合員期間がある一般組合員については、配偶者等にかかる生計維持を確認するために関係書類を提出いただき、配偶者の収入・年金等を確認することになっています。その上で、一定要件に該当すれば加給年金額を加算し、年金額を改定することになります。

このほか、遺族給付や障害給付を受給中の方が、退職共済年金の受給権を有する場合には、原則として、いずれかを選択した一つの年金しか支給されませんのでご注意ください。

※一定要件に該当する特定消防組合員の定額部分支給開始年齢は、一般組合員の移行スケジュールより6年遅れとなっています。

医療保険

退職後は、任意継続組合員制度の適用は、次のようにになります。

再就職されない方は、任意継続組合員、国民健康保険（退職者医療制度を含む。）の被保険者又は家族が加入している健康保険の被扶養者（認定を受けた場合には一定の要件があります。）のうちから、加入する医療保険制度を決めて加入手続をしてください。

なお、任意継続組合員制度に加入する場合は、申出期限（退職日から20日以内）がありますので、退職後すみやかに手続を行つてください。

（お願い）

退職時には「組合員証」、「遠隔地被扶養者証」、「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」を所属所の共済事務担当課（係）を経由して共済組合へ返納してください。

医療保険